



## 島原市役所建替え問題

# 『40億円の市役所』を ひとり歩き させたのは誰だ！

### ■合併特例債

合併特例債は「事業費の95%を起債対象として、その返済については元金利息の70%を交付税措置してくれる。」というまさに合併した自治体だけの特権である。

大まかに言えば、『国が3分の2を肩代わりしてくれる借金』ということになる。

もちろん特に必要と認められた事業に限られ、**規模にも制限**はある。市役所の建替えは認められる事業なのである。

だから、市役所の建替えは合併前から予想され予定された事業である。そしてその合併特例債事業は合併後10年間しか使えないという期限つきである。

### ■40億円の根拠は示されていない

市役所を建替えるのにいったいいくらぐらいかかるのだろうか？誰もが素直に感じる疑問である。その具体的な数値が初めて公にされたのは、議会議事録によると、合併後間もない平成19年3月であった。

\*\*\*\*\*

2007.03.05：平成19年3月定例会

(吉岡市長答弁)

新庁舎建設についてであります。現在の庁舎は老朽化、バリアフリー化、耐震化、来庁者の駐車場不足など市民の皆様にも大変不便をおかけしている状況であり、市としましても、できるだけ早い時期に新庁舎を建設したいと考えているところであります。

(中略)

起債には平成27年度までに建設すれば有利な合併特例債を充てることができ、

(中略)

新庁舎を建設する場合、40億円程度の事業費が見込まれるところであり、**起債可能な額**を除いた額を一般財源から捻出するとなると、市の財政運営にとって極めて大きな負担となるものであります。(太字筆者)

\*\*\*\*\*

『新庁舎を建設する場合、40億円程度の事業費が見込まれる』とさりげなく持ち出した。根拠の説明は無かった。この時から『40億円の市役所』がひとり歩きを始めたのだ。

※この時の議事録を前後じっくり読めば**起債可能な額は16億円**であると計算されるのだが、この数字16億円は計算根拠があるにも関わらず隠され、根拠無き40億円が表に出たのであった。

議員も市民も、40億円の全額とまでは行かないまでもそのほとんどが合併特例債を利用することで3分の1の負担で済むかのような錯覚に陥った。今もそう思っている議員がほとんどだ。

特例債を許可する総務省の判断では島原市に必要な建替え費用は16億円、すなわち超過する24億円は不必要だから特例債は使えません、自前でやって下さい。と。

ところが、市長(市当局)は『建替えに必要な事業費は40億円』と公表したのである。

### ■懇話会提言の尊重を！

市内各界代表者、公募市民等で組織する「庁舎整備懇話会」が、この8月27日、一年間に及ぶ審議を尽くして庁舎のあるべき姿を提言した。

**中心市街地の活性化に資するコンパクトな庁舎を現所在地及びその周辺に建て替えるよう**提言した。詳しい中身は今後皆様と共有していきたいが、良識的な意見が盛り込まれている。ぜひ尊重してほしいものだ。

ところが市当局・議会は建て替えが認められた(お墨付きを貰った)として、『庁舎建設特別委員会』を設置(11/4)。建て替えに向けてまっしぐらである。拙速にならなければよいが……

### ■(参考)諫早の事例

ちなみに、島原の3倍規模の諫早市はつい最近庁舎を建て替えた。47億円の事業費の40億円に合併特例債を活用できたとのこと。